

平成24年第2回南三陸町議会臨時会会議録

平成24年2月16日（木曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

會計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
總務課長	佐藤 德憲 君
復興企画課長	三浦 清隆 君
復興事業推進課長	及川 明 君
町民稅務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課參事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	西城 彰 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
綜合支所長兼 地域生活課長	阿部 敏克 君
綜合支所町民福祉課長	千葉 和之 君
公立志津川病院 事務長兼總務課長	横山 孝明 君
總務課課長補佐兼 總務法令係長	男澤 知樹 君
總務課主幹兼 財政係長	佐藤 宏明 君
教育委員会部局	
教 育 長	佐藤 達朗 君
教育總務課長	芳賀 俊幸 君
生涯學習課長	及川 庄弥 君

事務局職員出席者

事務局長	佐藤 広志
上席主幹兼 總務係長兼 議事調査係長	佐藤 孝志
主 事	加藤 優美子

議事日程 第1号

平成24年2月16日（木曜日）

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 行政報告
 - 第 5 議案第4号 町有林樹木の売払いについて
 - 第 6 議案第5号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について
 - 第 7 議案第6号 平成23年度南三陸町一般会計補正予算（第14号）
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

午前10時00分 開会

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

第2回臨時会でございます。本日もよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより平成24年第2回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において5番山内昇一君、6番山内孝樹君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（後藤清喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（後藤清喜君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成24年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご多忙の中、ご出席を賜り感謝を申し上げます。

第1回臨時会以降の行政活動の主なものについてご報告を申し上げます。

初めに、復興交付金事業計画の提出についてご報告を申し上げます。

昨年末に策定をいたしました南三陸町震災復興計画に盛り込んだ事業を早期に具現化すべく、これまで関係各課において作成作業を行ってまいりました。東日本大震災復興特別区域法第77条の規定に基づく復興交付金事業計画については、先月31日、東日本大震災復興対策本部に提出をいたしております。今回の計画書の提出は、東日本大震災復興対策本部などからの指導に基づき、平成23年度及び平成24年度において実施する予定の事業について、現時点においてその実施が確実に見込まれる事業を精査し、提出したものであります。今回、提出した主な事業といたしましては、防災集団移転促進事業に係る土地の鑑定及び測量等に要する経費、並びに地域における復興まちづくり協議会等への助成費などであり、計画事業費の総額は35億6,400万円であります。

なお、当該計画書の追加申請につきましては、来月末日を期限としてこれを行う予定であります。

次に、復興庁の発足についてご報告を申し上げます。

昨年12月に成立した復興庁設置法が今年10日に施行され、皆様ご承知のとおり昨年3月11日の大震災発災から11カ月が経過して、ようやく復興庁が発足いたしました。復興庁の発足に合わせ、仙台市内には宮城県復興局が設置され、さらに現地事務所として気仙沼市内に支所が置かれております。このことにより、復興事業などに関する国の各省庁とのさまざまな協議、調整等がワンストップで行われ、本町の復興に向けた事業のスピードが加速されることを期待いたしております。

次に、南三陸町震災復興計画策定会議についてご報告を申し上げます。

今年12日、当会議室を会場として南三陸町震災復興計画策定会議を開催いたしております。会議では、今後の土地利用計画や河川の整備方法についての検討を行ったほか、実施計画について各委員から専門的見地による貴重なご意見をいただいております。

なお、この詳細につきましては、本臨時会終了後に予定されている東日本大震災対策特別委員会において担当課長から説明いたさせますので、その際十分にご協議をいただきたいと思いますと考えております。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。

町長の行政報告に対し、伺いたいことがあれば休憩間に伺ってください。

午前10時04分 休憩

午前10時32分 開議

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今回の入札の結果報告は3件であります。いずれも指名競争入札ということで行われたようでありますが、いつも私は価格について質問するんですが、その予定価格は出しておると。その中で、最低価格の制限、これは入札の方法によって一般競争入札あるいは指名競争入札ということでその種類によって最低価格を決める、決めないというようなお話しで来たわけですけれども、今回の場合、これは指名競争ですから最低価格というのは設けなかったんですか。設けたんですか。その辺、どのようになっておるのか。

設けないとするのであれば、入札の種類で設けないという理由にはならないわけでありまして、その辺のところをどのようにお考えなのか。

それから、今回は指名競争入札という方法なんですが、最近このプロポーザル、提案型という競争の方法をとられているのが多くなってきております。我が町ではまだ少ないんですけれども、全国を見ますとかなりの数でプロポーザルの方式をとっておるようなんですけれども、今後我が町でもそういった方式をやられるかと思うんですが、そのプロポーザル、提案型の入札をやる場合、基準というものがどういうふう到我町では定まっておるのか。この例規集を見ても、何も載っていないんですよね。ですから、今後数多く取り入れてやる予定もあるかと思うんですけれども、その基準というかそういうものを町独自でどのように定めておるのか。そのプロポーザルをやる、やらないというものをきちんとやはり一般町民の方々にも理解ができるような規定なりを設けなければならないのではないかと思うんですが、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 第1点目の最低制限価格につきましては、一般競争入札、いわゆる1,000万円以上につきましては最低制限価格を設けるといような規定でやっています。今回、その中で庁舎のLAN工事でございますが、これにつきましては一般競争ではございませんが、そういったコンピューターのLAN方式ということで、これにつきましては今回最低制

限価格を設けさせていただきました。

それから、プロポーザルの関係のその基準でございますが、いわゆる価格だけでは判断できないそういった工事、あるいは物品、あるいは設計等がございます。昨年ですと、子育て支援センターの設計委託ということでございまして、それにつきましては価格だけでは判断できないということでどういう仕様で、あるいはどういうコンセプトでそういった提案をしているのか、そういった価格点とそういう技術点といえますか、そういったものを組み合わせてやるのがプロポーザルでございますので、そういったことで一般的な工事については行ってございませんが、そういった特殊な設計とか、あるいはまた工事以外のそういう発注については、それぞれ審査委員会で今回はプロポーザルが適当であろうということで決めさせていただきます。

確かに、明確な基準はございませんが、他の自治体にそういったプロポーザル等のそういう基準等があれば、今後参考にさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうしますと、同じ指名競争入札3件のうち、このLAN工事については最低価格を設けたということです。その工事、あるいは製造等によって130万円とか50万円という価格で分類されているわけですが、その辺の最低価格をすべて、これは50万円以上の工事になっていますので、その最低価格を本来は設けるのが妥当なのかなど。しかし、工事の内容によって設ける、設けない、あるいは1,000万円以上の一般競争入札では設けて、指名競争入札では設けないと。この例規集の中を見ますと、やはり工事の関係の場合は50万円以上、それは特に認めた場合となっていますので、その辺のプロポーザルを取り入れる、取り入れないと同じようにやっぱりきちんと額なのかどうなのか、その辺をやっぱり明確にしておく必要があるのかなというふうに思います、最低価格を設ける、設けないは。

それから、そのプロポーザルですけれども、そうなんです。やはり、その額によって何でもかんでもプロポーザルというわけにはいかないと。だから、その辺は額を基準にするのか、その内容の判断というのはどなたがするのかという問題も出てくるので、その辺は指名委員会がやるのか、あるいはそのプロポーザルの審査委員会がやるのか。そのプロポーザル審査委員会ということになりますと、第三者機関、学識経験者など等も入れなければならなくなってきたおるんですね。100万円、200万円のプロポーザルでいちいち、例えば大学の先生を呼んで来て会議に連れて来るといふわけにはいきませんが、その辺のところでも額できちっと区分をするのか、その辺のところを明確にやっぱり出しておかないと。これは、プロ

ポーザル、提案型の目的というのは、業者間の談合を防ぐというのを一番の目的でとり行われたのがこのプロポーザル、提案型でありますので、言葉は悪いかもしれませんが、何かその基準をきちっとしておかないと何か灰色というか、グレーゾーンというか、何かそういうふうな疑いの目で見られても仕方がないのかなということがありますので、やっぱりその辺はきちっと額でやはり定義づけをしておかないとうまくないのではないのかなという感じがしておるんですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） その案件によりまして、プロポーザルにするか、あるいはまた一般の普通の入札にするかというその決定でございますけれども、それにつきましては契約業者審査委員会で、本件についてはプロポーザルが適当だろうというようなそういった決め方をさせていただいています。いわゆるプロポーザルにするかしないかは、契約業者審査委員会で決定をいたします。

ただ、その際に、そういう外部委員を入れるかどうかということについては、審査委員会でもあらかじめ決定はしますけれども、それはまたあと審査をどうするかということについては、また担当課とも協議しながら決めているというような状況でございます。契約業者審査委員会で外部の大学教授とかそういったものについてはまでは決定はしてございません。あとは、内容によりまして、外部委員が必要だというような場合については、それぞれ担当課と協議しながら決定していくというような方法になろうかと思えます。

最低制限価格の基準は、震災前は65でしたけれども、これは全国的に基準価格が上がってございますので見直しをしようかということで検討をしていたんですが、その後震災がございまして、今は65%ということでそのまま基準等については改訂してございませんので、いずれ早い段階で最低制限価格の基準の見直しはさせていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 私は、その最低価格のパーセンテージの見直しではなく、この仕事は最低価格を設けるのか、設けないのかというものをきちんとやっぱり線引きする必要があるのかなと、何かの基準でもつけた方がいいのかなということを言っているんです。それは、その指名委員会なり何かで、あるいは審査委員会で決めるんでしょうけれども、ただ今回はこれだ、今回はこれだと、その時その時でいろいろ変わったのでは困るので、条例の中には50万円の工事ということでうたってあるわけですから、一般競争入札は1,000万円、それは設けるとか、そうではなくて、これでも今のLAN工事の場合は設けているんですから、これは

設ける、これは設けないというのは何だかわけがわからないわけですから、その都度その都度、委員会の人たちの気分の、腹の虫の居所によって変わってきたのではこれは困りますので、その辺の基準をきちっと定めていただきたいということです。

それから、そのプロポーザルにするのか、あるいは普通の競争にするのかというのは業者の選定委員会ということですが、その外部からの学識経験者をプロポーザルに、提案型にした場合に審査するわけですよ。その審査委員の中に外部から入れなさいと。それは、目的は何かということなんです。学識経験者という名目ですけれども、それは役場庁内の職員あるいは役職だけでは駄目ですよ。第三者、外部からそれを入れて広く意見を聞きなさいというのが目的でありますので、何もいなくても皆さんの方が学識経験者ですから、いっぱい。それなのに、なぜあえて第三者の方から入れろというのはそこなんです。内部だけの話ではなく、外部からも意見を入れなさいということでもありますから、ですからその辺ところも基準というものをきちっと早いうちに出していた方がいいのではないかとということです。額なら額、そういうふうなことが一切ないと、この最低価格と同じように気分によって今回は入れましょう、来回は入れましょう、入れなくてもよかったとなったのでは困るということです。やっぱり、誰が見てもすぐ分かりやすいようにやっていただかないと、これからですからお願いしておきます。いかがですか。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 2点でございますけれども、どういった事業を入札する場合にプロポーザルにするかしないかのそういった基準と、そのプロポーザルにした場合の外部委員のそういった任命の仕方、こういったことでございますので、先ほどちょっと申し上げたんですが、現在そういった規定はございませんし、他の自治体でそういった基準等が決まっていればそういったものを参考にしながら検討させていただきたいというふうに思っております。ああ、そうですか。では。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。

ないようでありますので、工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

日程第5 議案第4号 町有林樹木の売払いについて

日程第6 議案第5号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について

○議長（後藤清喜君） 日程第5、議案第4号町有林樹木の売払いについて、日程第6、議案第

5号町有林樹木の直営生産事業代行委託について、以上本2案は関連がありますので、一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は一案ごとに行います。

職員をして朗読をさせます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました、議案第4号町有林樹木の売払いについて、及び議案第5号町有林樹木の直営生産事業代行委託についてをご説明申し上げます。

町有林樹木の売り払いにつきましては、昨年12月に寄附の採納をさせていただいた蛇王地区の山林において計画されていた収入間伐時事業について、これを町として実施し、町有林樹木の売り払いを行うに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すべきものであります。

あわせて、当該町有林の素材生産事業と販売を南三陸森林組合に代行委託することについて、南三陸町林野条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の2ページをお開き願います。

議案第4号に係る町有林樹木の売り払いを行う山林につきましては、収入間伐位置見取り図の丸印箇所志津川字蛇王248の1で、議案関係参考資料の3ページの林班図にお示しした93林班の「は」及び「ろ」に位置する現場でございます。この山林は、平成23年12月に寄附をいただいた山林に設定されていた森林整備計画に係る施業行為として、収入間伐事業を実施するものであります。樹種は杉と赤松で、林齢は36年から55年生、面積・材積は議案書のとおりでございますが、樹木の売り払いにつきましては議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条第1項の規定に従い、議決をお願いするものでございます。

また、あわせて議案第5号は、前号で申し上げた事業を行うに当たり、素材生産事業と販売業務を町有林樹木の直営生産事業代行委託として南三陸森林組合に代行委託することについて、南三陸町林野条例第11条第2項の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。

ここで、現地の確認をいたしますので、バスを用意していますので移動をお願いします。

午前10時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

担当課長の細部説明、また現地確認が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括で行います。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 第4号議案、町有林の樹木の売払いについてということでご提案されているわけですが、先ほど現地を見させてもらったんですが、まず遠くから見たもので、実質中身はどういうふうになっているかは定かではありません。つまり、ご提示のように36年から55年生ということで、その山の、つまり1,226立米、その面積から出る4,400石、そういうような内容でございまして、今一度お聞きしたいと思いますけれども、これを売らなければならない理由。

その理由と、それから予算書を見ますと、相当の販売金額が利益として残るのかなというふうな思いもするんですけども、その辺を今一度詳しく教えていただきたいなと思います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） まず、販売する施策的な判断ということになるかと思うんですけども、東北緑化さんの方から寄附をいただいた際に、既に山林として整備が必要な森林整備計画の中で、適正な管理をする上では今回間伐をするんだというようなことが既に所有者としての計画がございました。町としても、町内の山林の整備につきましては、適時において間伐をしながら育成をして、適正な森林管理、森林経営をしていただくということが基本にございますので、寄附をいただいたそちらの計画を代替執行するんだというようなことで、それから、またその趣旨は、町の森林経営の趣旨にとりましても適正ですし、

また必要な行為というふうを考えておきまして、計画に沿って実施しようというふうを考えております。

それから、内訳を少し詳しくご説明させていただきたいと思うんですけれども、ごらんいただいたとおり、なかなか現地で山の奥の方まで入って確かめることはできませんでしたが、数値の上では杉は今回の計画の中では5.2ヘクタールでございます。計算上の本数ですけれども、5,260本ということで、材積に直しますと石数でいいますと996石ということになります。それで、この約3割の本数を間伐いたしまして、その間伐した杉のうちの約80%が利用材として可能ということで見積もりが出されてございます。石単価では、杉材は一般建築用として石当たり3,000円、合板用として2,550円の見積もりとなっております。

それから、赤松の方ですけれども、面積で24ヘクタール。本数計算で、数値上は1万6,600ほどの本数になりますが、これも3割ほどの本数での間伐を行いまして、大体その材の利用率からしますと約60%ぐらいの販売利用になりそうでございますが、こちらの単価は合板用が石当たり2,638円、パルプ用として1,180円ほどの単価での積算をしております。

これらをそれぞれ販売いたしますと、金額にして約1,050万円ほどの売り上げになります。今回、その森林整備計画に基づいた補助事業を適用いたしまして、690万円ほどの補助金が加算されまして、販売売上金として1,754万5,380円の売り上げでございます。後に、予算の方でもご説明させていただきますが、収入金額としてはこの金額が売り上げでございます。

(「補助金入れてなの」の声あり) はい。補助金は、正確には696万6,000円でございます。6966000ですね。そして、売り上げの合計は1,754万5,380円でございます。

これから、さらに経費の方ですけれども、それぞれ森林組合の方に見積もりをお願いしております。切り出しにかかる伐採の費用や、それから搬出のためのそれぞれの費用、それから共販所での販売手数料、そういったものをそれぞれ積算いたしまして、経費の方は1,208万9,612円ということになっております。そして、収入差し引き、手元に残る収入としては545万5,768円でございます。以上でございます。

○議長(後藤清喜君) 12番鈴木春光君。

○12番(鈴木春光君) 詳しく説明いただきましてありがとうございます。

でありますけれども、所有者と町の森林計画にのっとり森林整備が、今回一番の目的のように感じ取られます。それと、さらにただいまのご説明ですと、売上金額とそれに伐採補助金、そういったものを合わせると、つまり採算がとれるだろうと、利益が上がるだろうというような判断の中で実施された方がよろしいというようなご提案でございますけれども、遠

くから見たものですから、果たしてどれだけのものが予定どおりできるのかなというような考え方と、それから今あれをしている時ではないのではないかなというような思いがいたします、私は。

といいますのは、この復興に向けて住宅団地構想が示されております。つまり、アリーナを主として小学校の周辺、あるいは旭ヶ丘周辺、そういったものが現在に至るまで、言っただけでは悪いんですけども一向に進んではいないのかなという思いがいたします。一向に進んでいないのかなというのは、所有者に対しての話とか土地の取得面積、価格、そういった諸々のものを含めまして、被災住民あるいは今そこへ住もうとする人たちが、一刻も早くどこへ決めてもらえるのかなということが考えの中にたくさんあります。私のところにも多くの意見が来ております。それというのは、復興住宅はどうなるんだとか、あるいはそれがアパートになるのか、あるいは一戸建てになるのかとかそういった話が来ておるので、そういったことをむしろ優先していかなければならないのかなと。それは、とりもなおさず今回森林組合に委託するんですけども、もし売買が成立した場合にはやっぱりほとんどは山でございませうから、山の伐採は森林組合に委託するだろうというような考え方からいたしますと、今これを手がけてやるというのはどうなのかなと。つまり、この山林の面積を、例えば細浦地区の住宅に住んでいる人たちの強い要望があって、全伐して造成するんだということだったら私は全面的に賛成ですけども、今、山の整備あるいは山林環境整備というようなことでどうなのかなという思いがいたしますので、どうしてもこれをやらなければならないのか。いや、今少し待ってみてもいいのかというようなことを考えましたので、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） ご質問について、復興に向けてこの時期でなければならないのかというご質問でございますが、移転の事業につきましても、当然それはそれで担当部署の方で精一杯の努力をしているところでございますので、私の方ではむしろ生活者の方々に働く場所とか仕事を確保するというような観点でも、そういった仕事をつくることも産業振興において重要な役割かなというふうに認識しているところでございます。

もう一つは、この事業が既に24年度までの一定の期間での計画として張りついているものでございまして、そういった既に立てられていた計画の執行という必要からもこの時期での計画とさせていただいたところでございますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 細浦地区の集団移転の場所として、時期として強い要望があるのかというご指摘だったんですが、細浦地区にこの土地、この山林を町に寄附していただいたという情報につきましては、既に年内中に提供しております。先週あたりに、区長さん、あと地域の集団移転を考えている方々とお話しはしましたが、ぜひそこにといったような意見は実は出てきてはございません。

ただ、一部の意見であるということも踏まえまして、来週26日に細浦地区の方々とこの土地も含めて再度お話し合いをする予定となっております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ご説明で十分それは理解できるわけです。反対するために、私はご意見を聞いているわけではございません。

でありますけれども、再度繰り返しますけれども、今その環境整備というものの、森の森林計画に基づいた森林管理の方へ、除間伐になるわけですが、それが果たして今やるべきなのかということです。計画を遂行するということはわかるんですけれども、どうなんでしょうね。これからたくさんの金を復興に向けて使っていくわけで、そういうことを優先すべきではないのかなと。

それから、森林組合に委託するということは、先ほど被災者の仕事をつくと。それも当然兼ね合わせてやると思うんですけれども、山仕事なんていうのは素人ではなかなか容易な話ではないのであって、被災住民が即できる仕事ではないと思います。

いずれにせよ、私はこのことについては再検討すべきではないのかなとそんなふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 私も二、三点。

まず、この先ほど説明いただいた今回のこの山林ですけれども、松が8割、杉が2割ですけれども、この松は自然林なのか植栽したのか、そこら辺がどういう内容のものか。

それから、本年度中ということだ、期間は。果たして、この後1カ月そこそこで完了できるのかとか、作業をね。そこら辺が。これは、全部売却まで済まないと駄目なんですからね。ただ、切ったばかりではなく、全部処分が完了しなければ駄目なんですよ。前に、歌津町で森林組合の関係で参考人として組合長さんに、やっぱり期間中に終わらなくてそういうことがありますので、来ていろいろ説明をいただいた経緯がありますので、そこらをはっきりと完了できるのかどうか。

それと、毎木調査を行ったような説明ですけれども、誰がこれを調査したのか。今までは、森林組合などを頼んで大金を払ってやっていたんですけれども、今回はどなたが毎木調査をしたのか。その内容について伺いをいたしたい。

それから、その1万6,600本の松が今回の木の本数だとそういう説明ですけれども、そうするとこれの3分の1ということ、3本に1本を切るんだということですが、こんな本数ではないのではないのかと思うんですけれども、どの程度、どなたが毎木調査をしたのか。適当に、そんなもんだろうということでこの予算を計上しているのか、そこら辺はどのような形で毎木調査をしたのかなということです。

これは、3点ぐらいですか。ご答弁。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） ご質問の第1点目でございますが、松8割、杉2割の状況ということで現地の方でご確認をいただいたわけですが、実は当初からちょっとご説明をさせていただいておりましたが、この計画自体はまずもってご提起をいただく上で3月までに伐採をする計画で、所有者とそれから森林組合の間で計画が進められていた様子と伺っておりまして、いろんな数値データにつきましては森林組合の方からいただいております。

それで、その見させていただいた現地自体は、なかなか山の中に入ることができなかったんで、山のへりの方はほとんど細い松が密植したような状態にしかなかなか見えなかったんですけれども、実際合板材にもなるような松が大分含まれておりまして、そういったことから天然の松だけかというようなことで申しますと、実際は植林した松が多いということのようです。杉ももちろん植林した杉でございまして、なかなか現地の方で山のこの輪郭の部分しか見えなかったので中の方のそういった状況が見えませんでした。植栽した樹木でございます。

それから、その時期につきましても、森林組合の方では年度内にということで当初から計画立てて準備を立ててございますので、議員さんおっしゃるとおり年度内にできるという今の計画ではございますが、なお念を押して事業のその工期につきましては、適正に管理して執行させていただきたいというふうに思っております。

それから、その実際の調査の方法、誰がということですが、森林組合の方で事前に調査していただいておりますが、方法的にはプロット調査というような形で、1本1本の毎木の調査ではなしに、大体の密集率をはかる手法として、これも毎木の手法でございまして、そういった方法でプロットを取って積算をしたものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 毎木調査には、森林組合が調査をしたということのようですが、森林組合が調査をして、森林組合が切るというようなことはいかかなものかなというふうに思われますが、その辺が。そうすると、町の方では森林組合任せだ、森林組合のいうとおりにやっているだけということなんですよ。今回は、恐らく時間がないからそういうことだろうと思いますが、本当はいかかなものかなと、そういう進め方が。今後においてもそのような方法でいくのか、今後はどのような形で収入間伐、そういうものを進めようとするのか。

それから、補助ということですがけれども、補助は何年生ぐらいから手入れをするのか。何年生から。本当は、収入間伐になってくると余り補助はないんですけども、何十年生ぐらいから補助が適用になるのか。

それから、今、木価が、課長が説明いたしました、3,000円だとか2,800円だとか、2,500円。今後、木価の動向をどういうふうに町としては考えているのか。非常に木材の需要が多くなってきている。そのような中で、今後はこれ以上は下がらないのではないかとか、今後は上がるのではないかとか、この物件とは関係ありませんが関連で伺いするわけですがけれども、どのような考えを持っているのか、その単価等についても。施業計画は来年もあるわけですから、そこら辺の見通しについて説明をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 森林組合任せではないのかということにつきましては、担当の方でも現地を確認するなどしながら、素材生産あるいはその間伐の実施などの手法などを適正に管理しながら、森林組合、地元で山を生育していくための大切な組織でもありますので、森林組合を適正に育成しつつ、その町の財産の処分につきましても逐一、我々担当が努めて現地を確認しながら進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、間伐に対する補助事業、おっしゃるとおり一般的には間伐適齢期においてのみの補助事業が多いんですけども、今回のこの事業は山林を集団化しながら適正に管理していくという、従来は1林班1林班に張りつけたおっしゃる適齢の間伐補助金が多かったんですけども、新たなものとして集団化しながら所有者を複数集めて、規模を拡大した形での管理方法をとることによって受けられる補助金が出てきておるようで、今回はその集団化を伴う間伐事業というふうに聞いてございます。申しわけないんですけども、補助事業の名前などはちょっと勉強が至っておりませんので、今後勉強しておきたいと思います。

木価の動向につきましても、関心を持ちまして最近ちょっと森林組合の職員とも意見を交わ

しているところなんですけれども、被災後いろんな形での木材需要が高まっているはずなので、木材価格にどれぐらい反映しているのかということ調べたりしたんですけども、余り従来の、いわゆる被災前と比べた価格の変動にまでは及んではない状況のようです。これは、なぜかということで意見を聞いてみたんですが、どうもまだ被災工事や被災事業の中で、例えば合板材のようなものが大分使われるようになってきているんですけども、本格的な利用需要の高まりはどうも今後のようで、まだその在庫の範囲の動きではないかというような見方を森林組合の方ではしているようです。したがって、今後の事業展開の中でそういったものが高まっていくのかなというふうに見ているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 今回のその収入間伐は、集団管理による補助ということですが、集団管理によらない場合の補助金は、林齢が何年からなのかということをお伺いしておきたいと思えます。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 申しわけございませんが、制度的な熟知がまだできておりませんので、勉強しておきたいと思えますのでよろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） 先ほど、午前中、現地をとということで、現場には足を運べなかったわけですが、今前者に続きまして一応お伺いしたい点が二、三点ございます。

今回、この松8割、杉2割ということで、収入間伐ということでこの森林整備計画の中で進めていくと。私は、先ほどの説明で、この間この山を寄贈してもらいまして、また町のものになったからといって、継続してその森林整備計画の中で進められていくといった結果がこういう収入間伐、今回の提案されたこの町有林のあれ、そういうとらえ方でいいんですか。というのは、森林整備計画というのは、町でこれまで単独で、町有地であれば計画の中で立てて今回に至って伐採、収入間伐をするわけですね。ところが、これは東北緑化で森林組合とかねて、これまで森林整備計画を立てていたと。それを引き継いだといった解釈でよろしいんですか。そこで、今回が収入間伐の時期として計画を立てられていたものが、こういう形で提案されたものかどうか。

それから、相場というものは大体推しはかれるものでありますが……。いいですか。私の考えですよ。推しはかれるものでありますが、大体の推移というのはそこら辺の価格が推移しているわけです。それで、杉の間伐はよろしいんですけども、なぜ松の間伐しなければな

らないのか。松というのは、本来植林はもちろん我々もしてきましたけれども、投げているようなものなんです。自然に淘汰する中で、よい木が残った段階で伐採に至っているわけですが、なぜ今回松に至っても、その森林整備計画の中で継続されてきたからそういう形をとられるのかどうかわかりませんが、なぜこの間伐をされるのか。松の価格というのは、このような今お答えされたような価格で推移しているわけですが、むしろ全伐をした方がよろしかったのではないかとというのが2点目。

それから、多分にして前者もお伺いを立てられたその点で今答えられましたが、全部森林組合任せでしたね。その森林組合任せで、その毎木調査となると松の場合は、松ばかりではないんですけども、果たしてどうかなと思ったのは、密度林分表等に照らし合わせた結果がこういう材積であったということでしたね。その材積は、そういう出し方もできるんですけども、一部表に伴いまして担当課の方で足を運ばれて、その林分表等に出てくる材積を現地で、一部でもよろしいから確認した方がよかったのではないかと私は思った点が疑問点であります。

といいますのは、私も最近、森林組合にお任せした場所がございますが、実は余談になりますが、関連でお伺いしますが、分収林等の点で一つ気になっているところがあったんですけども、森林組合を通して町とのその分収林で伐期を迎えました。それで、入札をしてある方が取られたと。それで、林地の面積が後で実測したかどうか、例えば1ヘクタールといていたものが80アールしかなかったといったそういう苦情といいますか、最近聞こえてきた点があるんです。どこまでの信憑性かわかりませんが、それは買い手の話でありまして、そういう点からしましてもやはり担当課職員が足を運び、森林組合のその担当の方々の立ち会いのもとで、一部の基本となる林分表等の在籍の確認をすべきだったのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） まず、収入間伐として当初から計画されていたものかということですが、そのとおりでございまして、これは寄附される以前から収入間伐としての施業計画が張りつけられていたものでございます。

それから、その前のご質問にありましたが、町の森林整備計画として新たに計画に組み入れたのかという部分につきましては、これはそうではございませんで、東北緑化の計画をそのまま引き継いで実施するという形で構わないということを一応県の監督機関の方から確認いたしまして、意味合い的には町が立てたということではなくて、その山に本来やるべき事業

として計画が県の方に届けられていたものを、所有が変わって町が代替執行するというふうなことでしたので、実はそのために、おっしゃるとおり2番目のご質問にありました松を間伐するということが、通常これまで町の山の計画の中では余り実施されてきてございませんでしたし、その意味では今回のものも松まで間伐するののかというのはちょっと私も気にはなつたんですけれども、所有者の方でそのような計画立てをして県の方に届けて、補助事業まで計画を立てていたのであればと。もちろん、その経済的なものだけ考えればという疑問はあるんですが、しかし間伐をすることによってその松の育成上もより適正な松になるだろうなということと、それから今町全体的に伐採がどんどん進んでおりますよね。復興のための山林の伐採ということも至るところで実施されている中なものですから、環境を守るということからしても決して無理に計画を変えるまではしなくてもいいのかなというような判断がございまして、当初の計画どおりの方法で全伐はしないという形でおります。

あと、その計測の方法につきましては、森林組合の方にお任せして、今回期間がなくてその方な方法になってしまいましたけれども、今後はなるべく我々も立ち会いをしながら一緒にそういった測定や確認をするように努力してまいりたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） お答えいただきましたけれども、本来ならやはり密度林分表等に照らし合わせて各箇所、何カ所かでもやはり現地に足を運んで、全く正確な材積というものは難しいものなんですけれども、それに近い材積を確認しておくべきだったのではないのかと私はこのように思います。

それから、この計画のとおりを引き継いでなさったというんですけれども、この計画を松の場合、間伐ではなく全伐という計画変更ができないことはなかったんですか。その意向に沿ってこのような形になったというようなお答えでしたけれども、その点。

それから、この震災に当たって、東北緑化さんではぜひとも復興に充てて利用していただきたいということで寄贈されましたね。その復興に充てるということで、この収入間伐といっても収入間伐ではないんですよ、本来。簡単にいえば、その補助金ですよ。そこに残るということだけでもめつけものといいますか、そういう言い方は大変失礼なんですけれども、そこだと思えます。この得た収入を復興に充てていくということはいいいんですけれども、この緑化さんの意向というものが、例えば環境を維持していくためのものか、それとも以前に提案された際には土地利用計画等、先ほども同僚議員も聞いておりましたけれども、そういうものに備えての伐採等は考えられなかったのか。環境を維持していくということで、間

伐という形を、この計画の中で進めてきたがためにそういう間伐ということになったのか、その辺をもう一度お伺いしたい。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 考え方といたしましては、議員さんが今おっしゃったまさにそのとおりで、今回の事業におきましては補助事業が適用されるということもありますので、これは結果的に面積を多くすればその分だけ収益が高まる事業でございましたし、当初申し上げましたとおり提供される側の計画というのが、いわゆる提供する上での思いというふうなことも考えれば、町の環境をより適正に守っていくということでとらえれば、全伐ではなくて間伐でいいのかなということ判断をさせていただいたところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） 6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） 森林環境整備ということで受けとめてよろしいんですか。土地利用計画の中での計画の中には全く入っていない、そういう受けとめ方で。

それから、この復興に充てるのはいいんですけれども、雇用というお答えがございましたが、この雇用の場ができるのはいいんですけれども、森林組合を通して伐採等は専門家。あと、その搬出等における雇用を臨時雇用等で森林組合を窓口として募るのか、森林組合の雇用のみのお答えなのか、その点をお伺いしたいと思います。

松の間伐というものは、本来考えられるものではないと。今、松くい虫等が出ていまして、できるならその実施計画の中を変更しても、前にも何度か聞いているんですけれども、例えば環境整備として残すのであれば、新しい品種が出ていますよね、松くい虫に強いという。そういうものを例えば提供していただいて、その場を利用して環境整備を図っていったらどうだったのかなという思いもあるんですけれども、もう一度その点をお伺いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 雇用の場と先ほど申し上げました部分につきましては、確かに別途直接緊急雇用のような形で町が雇用して業務を発注するということではできませんので、森林組合を通じてその契約される範囲の中で地元の産業振興につながる、あるいは雇用につながっていくだろうというふうな考えでございます。

それから、松くい虫に強い耐性松などの植林についての計画の変更ということは、確かに今後の松くい虫対策の方法としてはあるんだろうと思いますが、今回の山の部分については、申

しわけないんですが、申し上げておりましたとおりもともと立てられていた計画との兼ね合いもございますので、今回はこのままさせていただきつつ、今後そういった新たな松の植栽などの機会には取り入れてまいりたいとそのように思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 何人かの議員の方々が質問したわけでありまして。その答弁を聞きまして、非常に困っております。議員が困っていますという発言は適正ではないかと思うんですが。

流れを聞きますと、東北緑化さんが町に寄附をする以前から年度内にそういった間伐事業をするんだということで進めてきて、町の方に寄附をしたと。それを引き継いで町が間伐をするんだという流れです。これは、大体わかりました。が、町の財産になった段階でそれを処分するのに、その財産の確認をしないで販売できますかということ、財産を処分するのに。議案として提出する以前の問題ですよ、これは。そう思いませんか。皆さん、物を売るのが物を見ないで、幾らかもわからないのに、はい、売ってやるからというわけにはいきませんかでしょう。そうではないですか。確認をして、森林組合でこのぐらい毎木調査をしたと。町の方で確認をして、はい、何積で売りますよということで議案として出して、予算も計上するのではないですか。これは、議案として提出する以前の問題ですよ。これは、議案ではないですよ。そうではないですか。

議長、これはちょっと休憩をして、私から言うのもおかしいですけども何かいい方法がないですかね。これは、毎木調査の委託料も入っているのならいいんです。森林組合に毎木調査の委託料分も含んでの事業であればいいんだけど、そうではないもんですから。わからないのに販売できるわけがないですよ、何本あるのかわからないのに。確認していないんですから。確認して、初めてこれだけの数字ですよということで、議案として出てくるわけですから。ちょっとこれは議論をする以前の問題ですよ。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩いたします。再開は2時5分といたします。

午後1時49分 休憩

午後2時05分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） プロット調査における現地の確認につきましては、ご指摘のとおり本来町の財産になった時点で、改めてそのプロット調査を行うべきが筋だったかと思

います。実際、経過を申し上げましたとおり、東北緑化さんの方で計画を立ててあったもので既にその調査を済ませていたということから、同じデータが出るのかなというようなことからその資料を使わせていただいたところでございますが、改めてさらに調査を、再度確認をすべきだったなというふうに思っております。今後、実際に間伐作業をしていく中で伐採した木材量などから適正に竣工管理されていくことを現地の方で確認させていただきながら、適正に事業を執行させていただきますので、どうぞご了承いただければと思います。

なお、今後のこのような事業に当たりましては、毎木する際に現地確認ということにさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 課長も担当課として大変だと思うんです。これからは、そういうことのないようにということではありますが、全くそのとおりで、こんなのが2回も3回もやられたのでは誰の話が正しくて、信用したらいいのかわけがわからなくなりますので、二度とそういうのがないように。

それから、課長ばかり一生懸命頭を下げているようですが、町長、あなたが提案した議案ですよ。確認もしないで、あなたが議案として提出してどう思います。この収入金額だって、果たして本当なんだかどうなんだかということになってきますよ。今、ここは公の場で、議会、議場ですので、そういう話が出た段階で議会の議員としてああそうですかというわけにはいかないもんですから、一応話を出しているわけですから、その辺、町長いかがですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いろいろ議員の皆さん方からご指摘をいただきまして、そのとおりだというふうに思います。今後、こういったかかる事態の内容に我々としてもしっかりと事前調査を進めながら、議会の皆さんにお諮りをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） この土地の件ですけれども、先ほど復興事業課長は地元からの要望はなかったという返事だったんですけれども、もし今現在、西田あるいは清水・細浦と集団移住の件は決まっていないんですが、そういう方々と共に大勢……。

○議長（後藤清喜君） 9番、ちょっと今の議事に関係ないですから、今後開かれる特別委員会で質問を出してください。

○9番（小山幸七君） ああ、そうですか。はい。

○議長（後藤清喜君） これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第4号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 平成23年度南三陸町一般会計補正予算（第14号）

○議長（後藤清喜君） 日程第7、議案第6号平成23年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員をして朗読をさせます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第6号平成23年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、来年度早期に復興事業に着手できるよう事前準備を進めるため、債務負担行為を2件設定するほか、主に農林業に係る災害復旧及び復興関連事業の推進に要する費用など緊急性、特殊性のある事業について追加の措置を講じたものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、予算書の4ページからご説明をさせていただきます。

債務負担行為の補正でございますけれども、今回は2件追加をさせていただきました。

1 件目は、復興まちづくり実施計画策定業務ということで、現在国土交通省の事業として被災市街地等の復興調査事業を行ってございますが、これは年度末で終了するという予定でございます。今後、東日本大震災復興交付金を使いまして、町としてその事業は直接調査を行いたいということで、今回債務負担行為を補正させていただきます。23年度、24年度でございますが、23年度につきましては契約の準備行為のみということで、予算的には24年度予算から発生をしてまいります。

それから、2 番目は防災集団移転促進事業調査測量業務ということで、記載のと通りの業務でございます。移転の合意形成が進んでいる先行地区から、これも同様に東日本大震災復興交付金事業として23、24年度の2カ年間で行いますが、23年度につきましては前まちづくりと同様に契約の準備行為のみで、実質の予算につきましては24年度から発生ということでございます。

今回は、この合意形成が進んでいる地区5カ所を予定してございまして、申し上げますが、馬場中山地区、伊里前地区、寄木葦の浜地区、歌津地区が3カ所でございます。それから、西戸・折立・水戸辺・在郷地区が1カ所でございます。そのほかに藤浜地区ということで、合計5カ所をこの事業を用いまして調査事業を行いたいということでございます。

それでは、歳入歳出、具体的にご説明をさせていただきます。

8 ページ、9 ページ目をお開きいただきたいと思います。

8 ページ目上段でございますが、交付税の補正でございますけれども、今回特別交付税として6億3,322万6,000円を追加いたします。この内容でございますが、東日本大震災分として5億1,700万円、それから通常の特交分として1億1,620万円ということで、東日本大震災分が大きく交付されているところでございます。

それから、中段の農業費補助金でございますが、上段の農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業ということでございますけれども、本件につきましては被災を受けた仮設住宅の入居者が利用できるような農園を設置いたしまして、被災者の農作業を通じたケアを行いたい。そのモデル事業として、今回602万円を県から交付される予定でございます。同額が歳出で出てまいります。

それから、農業基盤復旧復興整備計画策定事業補助金ということで2,100万円でございますけれども、被災を受けた農地の整備計画を策定したいということで、今回計上いたすものでございます。町内5カ所を予定してございまして、歌津地区の田表地区、板橋地区、大沼地区、それから戸倉地区の西戸、在郷地区の計5カ所を予定してございます。

それから、中段の農業施設災害復旧事業補助金、林業施設災害復旧事業補助金でございますが、農業施設については農道10路線でございます。林業施設につきましては、林道4路線ということで、議案参考資料の最終ページにそれぞれ路線等を記載してございますので、最後の方でそれぞれ細部を説明させていただきたいと思っております。

それから、保健衛生施設災害復旧費補助金ということで、保健センターの応急仮設事業が国庫補助の対象になったということで計上させていただきました。

8ページの下段、農業費の補助金でございますが、中段の東日本大震災農業生産対策補助金、これは国の補助金でございますして2億260万円、それからその下の農業生産復旧緊急対策事業補助金、これは県の補助金でございますして1億5,600万円。この事業でございますが、今回の大震災によりまして、農業用施設や営農用資材、機器類等の整備を目的に交付されるものでございまして、JA南三陸が事業主体となります。9月の議会で、約3億1,000万円の事業でこれを行うということで計上していましたが、今回新たに事業費で4億9,600万円ほどが認められまして、合わせて約8億円の事業で今回行う予定でございます。今回認められましたのは、ハウレンソウの整備あるいは畜産の堆肥舎、あるいはキク栽培の施設ということで、基本的には国が2分の1、県が4分の1、町が12分の1、残りの6分の1が事業主体ということになります。

それから、この欄の下段でございますが、畜産経営復興総合支援事業補助金ということで、これは県単でございますけれども316万8,000円。畜産経営の再建復興を総合的に支援するという目的で、今回5件の該当事業がございます。

続いて、9ページでございますが、前議案でご質疑をいただきました素材生産売払収入ということで1,754万5,000円を計上させていただきました。

次の寄附金の欄でございますが、今回2件ございました。林業費寄附金と商工費寄附金でございます。林業費につきましては、紳士服のメーカーでございますドーメル・ジャポンという株式会社から、町内に桜の植樹をしていただきたいということの指定寄附がございました。それから、商工費寄附金につきましては、独日協会、ドイツと日本の協会なんですけど、独日協会というところから4万ユーロ、日本円にしますと416万5,000円でございますが、地域振興への指定寄附ということでございます。これにつきましては、商工会に歳出で補助金として交付いたしまして、小学生696人に5,000円の商品券を配りまして、南三陸町内の共通商品券として町内からお買い物をしていただくというような形での使い方をさせていただきたいということでございます。

それから、財調の繰り入れでございますけれども、8月の補正で漁港施設の設計業務委託業務約3億円が補助残として不足するというので、これを財調から計上してございましたが、この漁港災害につきましても全額特別交付税ということで補てんされるということから、その分の繰り入れを補正減するものでございます。

なお、この補正減を行った後の年度末の財政調整基金の額でございますけれども、9億3,457万1,000円、934571千円に年度末にはなる予定でございます。

続きまして、漁港施設用地環境整備基金繰入金ということで、今回志津川漁港の背後地に中小企業機構の補助事業を活用した施設整備が5社行われてございます。これらの5社の排水処理施設の補助でございますけれども、4分の3がこれらの中小機構から補助されまして、その4分の1の補助残の2分の1をこの基金からそれぞれの企業に補助金として交付したいということで、1,066万3,000円を基金から繰り入れまして、歳出で同額を計上してございます。

続きまして、歳出でございますが、10ページの土地鑑定委託料ということで、先ほど事業推進課長が申し上げましたが、防災移転の候補地として14カ所を想定して土地鑑定業務を実施したいという、その委託料の計上でございます。

中段の仮設保健センターの電話設置工事ということで、補助事業が認められまして災害復旧費の備品に組みかえるということで、こちらの工事費については減額をさせていただいております。

それから、農業振興費でございますが、東日本大震災農業生産対策交付金ということで、先ほど収入で申し上げましたキク栽培施設あるいはハウレンソウ栽培施設、それから堆肥舎等への交付金ということで、国県合わせて4億864万2,000円の交付を予定してございます。

それから、中段の農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業補助金につきましては、先ほど申し上げました仮設住宅等のモデル事業に対する交付金でございます。

それから、この下段の畜産業費でございますが、これも先ほど申し上げました同額をそういった畜産経営の再建復興に支援するため、県単補助を同額交付するものでございます。

次いで、11ページになりますが、中段の委託料で農業基盤復旧復興整備計画策定委託料ということで、本件につきましては農地の集団化を行う町内5カ所の整備計画を策定するために、今回委託料として計上するものでございます。町内5カ所については、田表地区、板橋地区、大沼地区、それから西戸地区、在郷地区という5カ所でございます。

それから、その下の補助率増高資料作成業務委託料ということで210万円でございますが、

農地・農業施設の復旧の補助率をかさ上げするために申請書あるいは図面を作成いたしますと、例えば農地については通常50%なのですが、これらの書類を作成することによって97.6%まで補助率が上がると。あるいは、設備等につきましても通常65%ですが、99.6%まで補助金が交付されると、そういった補助率増高のための資料作成の委託料でございます。

それから、11ページの下段でございますが、素材生産代行委託料ということで、前議案でご議論いただきました南三陸森林組合の委託料。

それから、桜苗木植樹事業委託料ということで、林業振興寄附金として寄附されました200万円で町内に桜の木を植栽したいということで、160本の植樹を予定してございます。その委託費でございます。

それから、12ページでございますが、上段の志津川漁港工場排水等処理施設設置事業費補助金ということで、先ほど申し上げました町内5社へのそういった排水施設の補助金でございます。

それから、中段の南三陸町共通商品券配付事業補助金ということで、これも歳入で申し上げました。小学生696人に対しまして交付をいたしまして、町内から期限つきの商品券でお買い物をしていただくといった内容でございます。

それから、中段の道路維持費で消耗品176万4,000円でございますが、融雪剤の在庫が不足ということから、1,200袋を追加購入の予定としてございます。

それから、災害復旧費でございますが、今回農道災害復旧工事で10路線7,800万円ほど、合わせてその委託料でございます。

それから、13ページでございますが、農業用施設等県営災害復旧工事負担金でございますが、今回県営事業として平磯地区等の農地の除塩工事、こういったものが予定されてございますが、国費が90%、県費が6%、残りの4%を町で負担するというところで、316万円でございます。なお、事業費は県営事業の事業費ですが、今のところ7,900万円を予定してございます。

それから、工事請負費、林道災害復旧工事ということで4路線でございます。

それから、衛生施設災害復旧費ということで、備品ということで203万円。先ほど歳入で申し上げましたが、補助の組みかえ等によりまして、今回電話機の工事あるいは給湯器の設備を行いたいということで計上してございます。

それで、あと最後に議案参考資料の方で農道、林道の災害復旧の工事箇所、事業内容、それから位置図ということで7ページ、8ページに資料がございますが、私の方からこの農道、林道の主な概算工事費を、7ページでございますが上の方から申し上げさせていただきます。

1番の宮方線につきましては、150万円ほどでございます。2番目の長沢線、370万円ほどでございます。農道の小庭線、140万円ほどを予定してございます。それから、農道田の浦線680万円ほどでございます。農道田の浦2号線、170万円ほどでございます。農道田中山線、500万円ほどでございます。農道石浜2号線、70万円ほどでございます。農道広畑線、3,100万円ほどでございます。それから、農道森畑線70万円ほどでございます。農道切曾木線、2,500万円ほどでございます。

それから、林道でございますが、樋の口線150万円ほどでございます。それから、林道小屋の沢線1,500万円ほどでございます。林道主田沢線、600万円ほどでございます。林道津の宮線、400万円ほどでございます。主な概算の事業費でございます。

以上で、今補正の歳入歳出の説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） ちょっと説明が長くなって大変恐縮ですが、債務負担行為の補正に関する詳細な説明をさせていただきたいと思っております。

資料は、議案関係参考資料の4ページ目をお開き願いたいと思っております。

復興まちづくり実施計画等策定業務の概要でございます。

概略につきましては、ただ今総務課長の方がご説明を申し上げましたが、まず業務の概要でございますが、さまざまな復興まちづくりにかかわります各種事業を機動的に進めるために事業の実施計画、地域の合意形成、関係機関との調整など多種の業務に対して専門的ノウハウを有するコンサルタントと町が一体的に事業管理を行っていきながら、復興計画の早期実現に向けて取り組むものでございます。

業務につきましては、大きく分けまして二つの業務で構成をしております。

①プログラムマネジメントということでございますが、本来複数の事業を統括するマネジメント、いわゆる事業管理というものでございますが、今回の復興事業のようにさまざまな事業がございまして、それぞれの事業間の調整、それと地域合意形成活動、関係機関との調整、そういったものを総合的に企画・支援する業務としております。

二つ目のプロジェクトマネジメントですが、今回の債務負担行為では防災集団移転促進事業につきましては、直接地域に入りながら土地利用計画や地域との合意形成活動、事業実施に向けた事業計画の策定をするためのさまざまな調整など行う業務でございます。

次に、5ページ目になりますが、業務の目的、効果ということでございますが、複数の復興事業にかかわります事業や関係者調整のほか、莫大な量の復興事業を町と一体的に管理をし

ていくということになります。復興計画のさまざまな事業を円滑に実施するといったことを目的としております。この事業管理によりまして、行政事務負担の軽減も図られますし、3の業務の内容のこの図が書いてございますが、現在国土交通省で発注いただいております市街地復興パターン概略調査ということで、集団移転等の事業計画づくりに地域の合意形成活動などを行っております。

この業務も3月で終了するということになりまして、地域の要望に今後ともいち早くこたえられるように、切れ目のない体制を構築することが私どもに求められている状況でございます。そういった中で、効率的な事業運営が図られるだろうという効果も期待をしているところでございます。

主な業務の内容につきましては、5ページあるいは6ページの方に記載してございます。業務費用の上限につきましては、予算書にて債務負担行為という限度額を設定させていただいておりますが、財源負担につきましては現在申請しております復興交付金の中での対応という予定になっております。

総務課長からも申し上げましたが、24年度に切れ目なく事業に着手するために、発注行為を行うために債務負担行為を設定させていただいたものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。質疑ありませんか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 4ページの債務負担行為の補正であります。

24年度までのこの復興まちづくり実施計画、それから防災集団移転の調査・測量ということで、2年間にわたってこの下の段の測量業務であります。5カ所ということで説明を受けましたが、そのほかの集団移転の測量というのは、今の段階ではまだ未定だという解釈でよろしいのかな。これから出てくるということで、これ以外は。

この予算につきましては、測量の業務委託というようなことであります。問題は、これから測量が終わった段階で造成ということになるんですけども、一般の業者さんをお願いするよりは、自衛隊の方々による造成等はお考えになっておるのかどうか、これから。そうすることによって、経費も5分の1ぐらいにおさまるのかなという、私の試算では。ということを見ているんですが、5分の1以下で終わるのかなと。食費あるいはその他の諸経費を差し引いても、100億円かかるところを10億円もいかないで済むのかなと。最初は、20億円かなと思っていただけけれども、10億円ぐらいで済むのではないのかなと。例えば、経費が100億円かかった場合に、かかっても10億円ぐらいかなというふうなことで、ある専門家からもちよ

っと聞いたんですけれども出ていますので、何も無理をして100億円もかける必要はないのではないのかなど。できるのであれば、15億円で済ませることができるのであれば、自衛隊を使った方がいいのではないかなという世間のお話しであります。その辺の考え方はいかがですか。

どうしても業者さんをお願いしたいというわけがあるのかどうか。一般の業者でなくては駄目だと、何々建設とか何々組とか何々というところにぜひ出さなければならぬのかどうか、100億円もかけて。その辺、どのようにこれから町がこの造成を、国、県の方でやる事業かとは思いますが、町の方だってそれに対応する意見なりいろいろと要望などということができるわけありますから、国がやるんだからいいのではないかなという考えではなく、できるだけ経費のかからないようなこれからの造成事業をした方がいいかなと思うんですが、その辺の考え方はいかがですか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 自衛隊の活用につきましては、以前から別件の関係でもご質問をいただいた経緯があると思います。自衛隊の本来の業務の中で、民業を圧迫しないというのが大原則であろうということからすれば、自衛隊が工事を担うというのは難しいのではないかなど、私的にはそう思っております。

ただ、実際の工事に入りますと、うちの町だけではなく、町の中でもさまざまな復旧の事業、そういったものもございまして、いわゆる民業で逆に民間が賄えるかどうなのかといったような不安も確かにございます。その問題につきましては、県も含めて今どういう形で工事を発注するか、工事を施工していくか、そういったものを考えているところでございますので、今の時点ではそういったようなことでございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 民間業者の圧迫といいますか、それもありませんけれども、なかなか、これは一斉ですからね、この東北沿岸地域。果たして、それを待っていると業者さんの数というのは限られていますので、待っているといつになるかわからないわけ。もう引っ張り合いになるかと思うんですよね、一斉ですから。それよりも、いち早く国の方をお願いをして、その自衛隊の派遣ということをお願いしておいた方が、私は勝ちの手かなというふうに思います。

旧歌津町のときに、名足小学校の造成、校舎建設、体育館建設をする際に造成したのは、あれは自衛隊ですよ。それでやっていたので、もう公共事業にどんどん自衛隊を利用して

やることは可能なんですから、それは課長が1人で、ううん、個人的な考えをここでどうのこうのと語るよりは、とにかく県と相談して、いち早くやっぱり国の方に要請を出しておいた方がいいと思いますよ、経費がかからないように。

でも、何かどうしても民間の何々組とか何々に出さなければならない何かがありますか。ないでしょう。何か約束事でもあるんですか。ないでしょう。その方が、むしろまっさらな行政のあり方でありますから。とにかくそれを望みます。やってください。どうです。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） やれるということはなかなか申し上げられませんが、検討に値するものだとは思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 私も、4ページのこの復興まちづくり実施計画等の策定についてのプログラムマネジメントとかプロジェクトマネジメント、こういった形でやっぱりマンパワー、人員が必要だと思います。町長は、常々マンパワーが足りないということで、六、七十人ぐらいの人材を自治体から派遣とか、国の方から派遣してもらおうというような今後の体制をこの間の議会の中でも話していました。この人員の確保というのは、このプロジェクトにかかわる人員の確保というのは、どういった体制なのか。その辺、お聞かせください。

あと、防災移転の合意形成がなされている地区として、この5カ所が今課長の方から説明がありました。この合意形成が整っているというその基準とか何かそういうのはあるんですか。これから、モデル地区で、各地区でどんどんそういった地区単位のアンケートをとって、どこがいい云々という話が今進んでいるという話も聞きます。そういった中で、こういった合意形成が整ってこういった測量云々をするというのは、どこが基準なのか、どこまでの書類を出せばこの5団体に準ずる値でもってこういった測量が前に進むのか。その辺、お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、他市町村からの職員の派遣の現在の状況でございますが、総務省を通じて、あるいは国土交通省を通じて要請しておりまして、昨日現在で38名の内定をいただいております。なお、現在折衝中のところが5カ所ほどございますので、四十二、三名は確保できるのではないかという見込みでございます。

そのほか、再任用職員、それから新採職員あるいは一部事務の嘱託ということで、50名を超えるぐらいのそういったマンパワーの確保に向けて、これからもそういった各県等に働きか

けてまいりたいと。今のところ、内定しているのは38名でございます。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） プロジェクト、プログラムマネジメントの体制をどう構築するのかと、まず1点目はそういうご質問かと思えます。

いわゆる、総合的な業務のコンサルティングをやっております業者さんを、入札により選定するという形になろうかと思えます。町の方としましては、これから地域の合意形成活動が、さらに一段と地域に入り込んでやっていかなければならない場面が、かなり多くございます。今現在も、この5地区におきましては、そういった活動を国交省さんの方の発注の業者さんで担っていただいておりますが、それだけでも今5人体制でやっております。そういった中で、全体を見ましても、15人体制ぐらいはこのマネジメント等の体制としては必要であろうということで見積もっております。

もう1点、進んでいる5地区の合意形成のレベルという部分の基準なんですけど、いずれ基準というのは特にありませんが、実施計画書を国に上げなければならないレベル。といいますのは、一人一人の地域内の方々の再建意向を一人一人確認して候補地、集団移転の場所がほぼ確定になるであろうというレベルが、合意形成が整いつつあるレベルといったような状況になります。

この5地区につきましては、まだそこまでいかない地域もございます。ただ、うちの方の目標としては、3月中には一定のレベルまで引き上げていきたいというふうに考えてございませし、既にそのレベルまでほぼ到達、確実に可能だろうというところにつきましては、馬場中山・葺の浜寄木・藤浜地区、大きく分けると三つの地区はそのレベルまでほぼ達成するだろうということで、それらも含めて先行的に次の段階に入っていきたいということで、債務負担行為を設定させて、入札行為の準備に当たりたいというところでございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今、課長から聞いた説明、それを私はその地区地区に入って情報を求めた時点での話と多分大体同じだと思います。ある地区に関しては、1人の地権者がまだ納得していないので、その辺を今地区でもって進めていると。あと、大きなところでは、伊里前の契約の山とかがあるんですけども、そこに移り住みたいという人数の把握と、またそこに土地を持っているんだけど、自分のうちとしてその土地は町契約ではなくて自分で建てるとか何かそういった意向もあるみたいで、そういった中でなかなか整っていないというのが大体2カ月ぐらい前の話だったんです。

今、課長が話されたのは、それを説得してどういった区割りにするかもって進んでいるということだと思います。だから、私も何件かそれに取り組んでいる地区があるんですけども、今課長が話したような形の一人一人の再建の意向、その辺をある程度その地区でまとめて復興事業推進課の方に持って行って、今こういった地区はこうですというような形のある程度課長の方で確認して、ああ、これだったら進められるかなというような段階に達すれば、町の方でも行動として動くということなんでしょうか。

今の説明だと、そういった合意形成が整って、障害が1個、2個あってもそれは、あとは町の方で対応していくというような話だと思うので、そういった提案を各地区で課の方に持って行ったら大丈夫だというような形で、私なんかはとりあえず各地区の人たちの意見とか話を聞いている中で、やっぱりそういった話でこうなんだよというそれをまとめて、とりあえず課に持って行って相談するということが必要ですか。それが、高台移転の地区地区の認められるというか、前に進むその段階かなと。

ただ、今課長が話した地区は、やっぱり地権者が個人だと思うんです、皆さん、町の土地ではなくて。やっぱり、町の土地のある所に早く高台移転、復興住宅、それが一番先決だと私は回っていて多くの方々から聞きます。

ただ、今は地域だけで、その地域の人たちの契約の山とか地区の山というようなことで、町の財産としての土地、その辺に関しての地権者が、例えば地区民が求めた場合、その辺というのはどうなるんですか。あそこに住みたいと。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 町有地を活用するという事は、非常に有効な手段であるということは認識をいたしているところでございます。ただ、その町有地の場所が、これまで生活していた場所と余りにもかけ離れているということになりますと、どうしても地域の方々はなかなかその意向を示せないといったような状況にもあります。

最後の方に、議員の方から一人一人がそういった意見を町の方に述べればそれでいいのかということですが、地域によってもそれは当然違います。志津川地域につきましては、一定の3カ所の場所を示した中で、その中で動いていきたいというふうなものが町の方針でございますし、それぞれの漁村部におきましては、それぞれの地域の中で皆さんで話し合っ、町と一緒に話し合いながら候補地を選定しているところでございますので、個人ごとに町の方に意見を申されても、集団という言葉の解釈もありますし、そういった中で動いていきたいというふうに思いますので、地域としての考え方として町の方にご提示していただい

ているというのがこれまでの状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 1 番千葉伸孝君。

○1 番（千葉伸孝君） 個人というのは、ちょっと私の説明の仕方がうまくなかったと思います。

基本的には、地域とかそういった団体の中での高台移転の意向だと私は思っています。

そして、皆さんから聞くと、やっぱり自分が住んでいた近くが一番いいと。例えば、中瀬町地区とか、あと廻館地区、やっぱりあの辺に住みたいということは、やっぱり高校の裏なのかなと。だから、そういった形は、話的には聞いていますが、なかなかそれが前に進まない。もっと別なところに住みたいと。やっぱり、地域の中の合意形成が一番大切だと思うんです。その辺は、地域の中でやっぱり皆さんで話してもらって、とりあえず各地区で例えば入谷の公民館を使って話し合ったりとか、あとほかの地区でもアンケートを渡して高台移転の方向について考える、そういった活動はしています。そういった段階の中で、役場の方にこういった地区でもってということであれば、私は取り組んでいけば早く進みますよとそういう話はしています。

あと、ただ、今課長が話された南三陸町においては3地区と。あと、海岸線に関してはその海岸線地区と。今、報道の中でいろいろ出ているのは、その個別の地区が広がることによってなかなか復興の経費もたくさんかかると。国の方でも、予算がいっぱいあるわけではないんです。いろんなところから、それこそ引っ張り出してその予算も来るのかどうかという中で、とりあえずたくさんそういった候補地をつくることによって、お金が回ってこないとかそういったことも考えたら、やっぱり国の財政も考えつつ、南三陸町の財政も考えつつ、やっぱり土地を選択して行って、そのない土地の中でやっぱり高台移転を望んでいる町民に説明をして、何とか一緒にこの辺でやってくれないかと。だから、そういった活動が必要だと思います。とりあえず、町民の皆さんの意見がまとまれば、どこでもとりあえずみたいな形の話では、もうやっぱり無理だと思います。これぐらい厳しい中では。最初の話から、結局うちの方の部落に1個1個欲しいといたら、戸倉に10個欲しいということになると思うんです。そういった話になった場合ですよ。だから、そういったことをわかりましたという形ではのめないと思うんです。そういった中で、やっぱりどうにかしてまとめていくと。

例えば戸倉地区だけを題材にしたら申しわけないんですけども、10地区の中の3地区がこの地点といたら、それをやっぱりまとめてもらって、もう地区の人も入ってもらうなら入ってもらおうとか、そういった形で造成の地区をある程度絞っていけば、予算的にも復興も早まると思うんですけども、できればそういった形で町の職員の人たちが一生懸命、やっ

ぱり今もプロジェクトチームとかいろんな形で進めるということなので、人もたくさんそのプロたちが来ますので、そういった説明をしていけば、造成地をたくさんつくらなくともやっていくことが、早く復興に向かう手段だと私は思います。

だから、これからもそういった形で皆さんの要望が酌めないことも多々あると思います。ただ、お金もじゃぶじゃぶ来るというわけではないと思います。基本的には、何かただでお金に来るから云々という形の議論にいつもなっているみたいで、そうではないと思うんです。やっぱり、限られた予算の中でまちづくりをしていくという、そして町民にもその大変さをわかってもらって高台移転に望む、やっぱりこれが今、これから早く復興するためには必要な考えだと思います。この辺に関して、最後をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） いろいろご質問をいただきましたけれども、トータルでお話しすれば、いわゆるコスト意識という部分につきましては、交付金制度を創設する前から国の方からいわれております。今回の交付金の申請の中でも、見通しの立たないものについてはすべて落とされているといったような状況で、幸い防災集団移転の関係につきましては調査・測量までを全地区申請することができておりますけれども、そういった中で極力コストを下げなさいということは国の方からもいわれておりますし、地域内の数箇所の候補地の中でも造成の費用の問題であるとかそういったのを最優先、いわゆる一番安い部分、そういった地域をきちんと選定して取り組むようにといったような指示もされております。その辺は、国等の指導に基づきまして同様の考え方でいっておりますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

あと、できるだけ造成を避けたいというのは、当然うちの方も経費がかかりますのでそれは避けたいと思いますが、なかなかこういう地形上、5戸10戸という国の基準に基づいてどうしても造成する場合におきましても、水道一つから引いていかななくてはならないといったような箇所が非常に多い状況です。それが、実際の高台移転に要する費用がかかり過ぎているという指摘にもなっておりますが、その辺はある程度、地形上の条件もございますので、国の方に理解を求めながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 4ページの債務負担行為、この中で23年度、24年度を切れ目なくということ予算計上されております。

この参考資料の中の4ページから、まちづくり復興実施計画策定事業概要ということで提示

されております。この中では、プログラムマネジメントそれからプロジェクトマネジメント、これをコンサルタントに一括して入札でお願いするとそういうような計画かなと思って見ていました。

そうしますと、ちょっと私が心配しているのは、なかなか大きな事業でボリュームが大きいので、なかなか町の職員の中でこれを消化することはできないと私は思っております。この入札でコンサルタントにお願いするというのも分かるんですが、ただ心配するのは、せっかくいろいろ合意形成をしながら復興計画がずっとされてきたわけですが、そういうのを生かすというか、マネジメントの中でどういうふうにか生かされ、計画もありますけれども、5ページの中にはいろいろこの内容の図が書いてありますけれども、これを見るとわかるんですが、本当にそういうのがきちっと反映されていくのかなと、はっきりいってそういう心配を私はしています。

それから、そういうコンサルタントに委託した場合には、もうそういう計画がきちっとできているかどうかということも含めてチェックできる体制というか、きちっとこちらの意思が通じているか、計画が反映されているかどうかというようなことも私は心配するわけでありますので、そういうことをどういうふうを考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 4ページの図を見ていただきたいんですが、あくまでもコンサルタントに、例えば業務をすっきり預けてしまうという感覚ではございません。あくまでも、町の指示に基づいて絵をかいたり、土量計算をしたり、道路をどういうふうにもっていった方がいいのか計画をつくったりとか、そういった手となり足となりやるのがこの事業でございます。町が、当然今も国交省の事業でそういった業務体制をとらせていただいておりますが、町は実際に今は発注者ではないんですが、週に2回ずつ打ち合わせをしながら逐次進捗状況を確認して、こういう進め方がいいだろう、町はこういう役割を担うとか、そういった形でお互いの協力体制で進めておりますので、すべてをぽんと投げてお任せするという業務ではございません。その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 多分、そうだと思いますが、ただ本当に大きな事業ですので、本当に業者任せというか、そういうのはうまくないと私は常日ごろ思っています。地元の、やっぱりいろんなものを利用しながらやるべきだと思っておりましたので、図を見ますとそのとおりやるのかなと思って先ほどから見ているんですが、そういう点では町の意向、地元の

意向というのが生かされるとそういうふうには認識しているんですが、あえていいますとチェックですか、そういう体制というかそういうのも私は必要だと思っているんです。できたものをそのままのみにするわけではなくて、そういう点でもそういうチェック体制とか、皆さんで合意形成をする場面とか、そういう場面をやっぱりつくっていくべきだと思うんですが、その辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 先ほども申し上げましたが、あくまでもチェックしながら一緒に協力体制のもとにやっていくということでございまして、何か事あるたびに町が入ってチェックをするというよりは、一緒にチェックをしながらやっていくといったような考え方で進めますので、その辺のチェック行為についてはご指摘のとおりやっていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 大体わかるんですけども、例えば変更するような事業も出てくるような気がするんですが、そういう場合の取り扱い、それはどういうふうになりますか。その辺を最後に聞きたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 仮に、変更の範囲もどういう変更なのかちょっとイメージがわからないんですが、例えばある地区で移転の場所を変えるとといったときに、またすぐに絵をかいたり、概算事業費をはじいたり、そういったのをこのプロジェクトの中ですぐに切りかえてやっていくということでございまして、普通ならばそれぞれそういった事業をまた事あるたびにコンサルタントに発注したりとか、そういったいわゆるすき間が出てしまう部分を埋めるという意味もございまして、トータル的に土地利用計画であるとか地域の合意形成であるとか、そういったものをトータルで担っていただく業務になりますので、そういった事あるたびの変更に対しても柔軟に対応していただくというのを、仕様書の中できちんと明記していきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 私も前2者に続きまして、債務復興交付金事業の中の高台移転を5カ所先行で、3月中ごろにはまとめたというような話でありますけれども、この事業を進めるに当たりまして町一体となってこのプログラムマネジメント業務、そういったものを職員と同等の役割を担いながらプロジェクト管理事業の支援を実施するというので、大変ご活躍

をしていただいておりますが、ただいま課長が説明をしたこの5カ所でさえもなかなかその内容に立ち入ってみますと必ずしも一枚岩ではないというか、まだ完全に地域の合意が得られたわけではない状況であります。そうした中で、それらの原因はどの辺にあるのかなど。地域の合意形成がなかなか進まないというその合意形成は、どこらにあるのかなどということを私なりに考えるわけであります。

私もその中の一端として考えてみますと、一番がいわゆる国のコスト意識の問題、事業費、これがかつて国は100坪につき1,650万円を造成費と認めたんですね。それが、無制限になったというような新聞報道もあった。一部では、また2,500万円に拡大された、規制が緩和されたというような報道もあつたりしたわけですね。ところが、現実はこの南三陸町地区においては高台移転でありますから、丘陵地でありますから、当然造成費がかさむことは間違いありませんね、これは。そうしたことから、地域住民はそのことも理解の上でそれなりの価格ならば買い上げてくれるのであろうということから、地域住民としてはあそこに移りたい、ここに移りたいという、まずもって合意を先行するわけですよ。

ところが、そのことによってこのコンサルの皆さんにご相談を申し上げますと、そこからさまざまな、いわばクレームがついてくるというような事態も発生しておるわけです。このことは、なぜかという、まずもって地主からの買い上げ価格というのが、土地の価格の査定というものが、今回補正でこれは14カ所ばかりするということでもありますけれども、まずもって土地の価格というものが全く山も海岸も宅地も何も今は、震災後に価格の基準になるものがないわけですね。何も示されていないわけだ。したがって、その地主に、仮に内輪の内定合意に行っても、一体幾らで買ってくれるのとかいう話が先行するということですね。結局は、その土地を買い上げるということは町が買うわけですから、住民の代表者の皆さんが直接話をしても、幾らで買ってくれるのかということになってくると、それは住民の立ち入る分野ではないわけですよ。その問題が1点あります。

さらに、地主に合意を得ても、さらにさらに今度は、そのコンサルの皆さんから地域の区画の総額の造成費が余りにもかかりますよという指摘もあつたというんです。では、これは一体、国ではどの程度、造成費のコストというものを見ているのか。一線があると思うんです、役場で。それらも示さずに、住民はそんなこと関係ないですよ。幾らでも町は買ってくれるんでしょ、国の予算でやってくれるんだからという意識ですから、幾ら高いとか低いとか、造成地に水道を引っ張るとか関係ないんです、そんなことは。だから、そういう地域では合意は得られるわけですよ。あそこがいいな、ではあそこに行くべと、それであとは町にお願

いしましょうと。ところが、いざその段階になると地主がまずもって挫折して、さらに今度は造成費というものもあるというので、現実に対応していくときにそういうふうにブレーキがかかるんですよ。だから、地域でまとまってきた話も途中でぶっちゃけてしまう。また振り出しに戻り、また振り出しに戻りだということがあって、実をいうと今課長が言うとおりの伊里前地区だって、折立さんの方だってどうかわかりませんが、実はそういうまとまっているようで、内情はまとまっていないんです。

これは、本当に3月半ばまでにまとまるのかなと今、私は疑問に思っています。というのは、行政のやることは、私はちぐはぐだと思うんだ。いまだに山林の買い上げ価格も示されず、それから国は幾らまでのコストを認めますよと、ここで50区画つくるなら総額の上限はここですよと抑えてあるのならわかるんですよ。それらもない、何もない中で、住民にすべてを投げ出されているわけですよ、皆さんの地域合意が最優先ですから。ところが、住民はそういうふうに代表者を定めて、そして協議会をつくって動いても、結果的に行き着くところはそこに行ってしまう。何だ、これはこちらでやらないで、これは町でやっぱりやってもらわないとものが進まないでしょうと、実際に買うのは町でしょうと。我々が買うわけではないから、価格といわれたってそれはわからないんだとこういうことなんですね。だから、その辺のところをもっとやりようがあるのではないかというふうに思うんです。課長、その辺はどうですか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 制度上の事業費については、それなりに緩和をいただいた部分は確かにございます。しかしながら、実際の運用面で考えますと、どうも今のコンサルは国土交通省さんが発注のコンサルさん等でございます。発注者は国交省さんで、国交省さんの考え方が、私らは入らないですべてダイレクトに伝わっていくというふうな状況の中で走っているような、実は欠点もございます。町の役割として、土地の売買につきましては当然町の取得になりますので、町の責務として当然やっていかなければなりませんし、その造成費がかかり過ぎるという判断については、それはやはりコンサルさんが今申し上げている部分については、私どももいずれ経費のかさむ場所であろうという判断はさせていただいています。その辺の考え方は同じなんですが、ただその辺で国からの指示で直接に動いている部分と町の指示で意を酌んで動いている部分と背中合わせになっている部分も、いずれ部分も確かにございます。

いずれ、来年度からはこういった形で町が発注いたしますので、町の考えで町が事業費の上

限の部分についても直接国と議論をしていくといったような形にもなりますので、若干方向性は変わるのかなと思います。

ただ、国自体の担当者レベルは非常に厳しい状況です。交付金の申請の際も事細かに、なぜこの場所でなければならないのか、そういったところから入っていきますので、非常に私どもも苦慮している状況です。いずれ、きちんと明確な理由をもって国の方に事業化になるよう、今後ともこういったコンサルタントの方々の知恵も拝借しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 私は、もう少しやっぱり町が、地域の合意が最優先だというその理屈はわかりますけれども、現実段階にいつては、やっぱりもっとお世話をしなければ話はまとまらないなというふうに思うんです。

端的な理由で、先般私は民教でイオンに行ってまいりました。イオンの仮設住宅の人たちのところに行って、自治会の委員の皆さんとお話しをしてきた。その中で、私は質問をしたんです。皆さんは、今後についてどのようにお考えですかと、南三陸町に確実に戻ってもらえるんですかという質問をぶつけた、私はね。そうしたら、さまざまな意見が出てきた。その基本的な考え方は、やはりもうここに来ているけれどもばらばらだと、志津川地区なんかはまとめようがないと、誰が先頭になってまとめるんですかというような。私ら、登米に来ている身では、もうとてもそんな状況ではありませんと。情報もないし、どうにもできないんですと。だから、町の方で主導権をとってやっぱり宅地造成をして、私達を迎えに来てほしいとそういうふうな発言までございました。それは、やっぱり現実だろうな、実態だろうなと思うんです。登米に行って、向こうの仮設に入ってしまったって、今志津川の高台移転を論じてまとめろ、住民にやれといったって、それはできる話ではない、現実問題として。そのことは、皆さんもわかると思うんです。

やはり、もっと行政は介入して、リーダーシップをとって、そして地域をまとめる方向で、それなりに造成費の総額だとか、あるいは買い上げ価格等を、三陸道が通れば三陸道の買い上げ価格がこの町の買い上げ価格になるんだろうかというような話まで出ていますから、もう既に。だから、そういった考え方も含めて、トータルに町がどのように考えているのかということ、やはり今話し合いをしているその地域地域の中に入って行って、もっと詳しく親切に説明をして、その地域住民と一体となって地権者と対応するとかそういったことまでやはり踏み込んでいただかないと、おまえたちで合意してからだ、あとはおまえたちで話を

まとめて持って来い、そしたら検査に上げてやるからという姿勢では、いつまでたってもこれはものにならないのではないかなというような気がいたします。終わります。

○議長（後藤清喜君） これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（後藤清喜君） 以上で本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。これをもちまして平成24年第2回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時15分 閉会